

令和5年度 奨学生申込みのしおり



公益財団法人 大阪府育英会

〒534-0026 大阪市都島区網島町6番20号
大阪私学会館2階

業務時間 平日 9:00～17:30

ホームページもご覧ください ➡

大阪府育英会



お問い合わせ先

採用貸付課

TEL 06-6357-6272

FAX 06-6358-3053

(注) 電話番号は、おかけ間違いのないようお願いします。

1 制度の概要

学校教育法による高等学校等に在学し、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒に学資を貸付し、修学を支援することを目的としています。

なお、大阪府育英会の奨学金は、無利子です。

2 申込資格

- 学校教育法による高等専門学校又は高等学校専攻科に在学する生徒であること
- 生計維持者（父母等）が大阪府内に住所を有すること

生計維持者とは、「生徒が成年年齢に達した日以前の日において生徒の保護者（父母等）であったもの」を指します。父母がいる場合は、父母（2人）が生計維持者となります。

（※民法改正により4月から成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、従来の「保護者」表記を「生計維持者」に変更しました。）

注）保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は、生徒の生計を支え、かつ学資を負担する者をいいます。

注）生計維持者が外国籍の方の申込みについては、次の在留資格が必要となります。

【在留資格】 ・永住者 ・日本人の配偶者等 ・永住者の配偶者等 ・定住者（※）

（※）定住者については、将来日本に永住する意思のない方は、申込資格がありません。

- 生計維持者について、以下の【算式】により算出された所得判定額が次のとおりであること
（※令和4年度の住民税課税標準額等による、生計維持者の合算の額）

【算式】市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額 = 所得判定額

※ 政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額となります。

（※課税標準額、調整控除額の確認方法については、申込書A票の裏面を参考にしてください。）

在学学校	所得判定額	年収めやす（※）
国公立	251,100円未満	800万円未満
私立	347,100円未満	1,000万円未満

（※）年収めやすは、生計維持者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

※1 地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とします。

※2 課税標準額とは、市町村・道府県民税の所得割額の算定のもととなる金額です。

※3 調整控除とは、平成19年に国から地方へ税源が移譲したことに伴い生じる個人住民税と人的控除の差額に起因する負担額を調整するための控除のことです。

※4 政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」で課税標準額などを確認することができます。

3 貸付限度額と貸付時期

・貸付限度額

在学学校	所得判定額	年収めやす	貸付限度額（年額） 〔下記の範囲内で希望する額（1万円単位）〕
国公立 私立	251,100円未満	800万円未満	授業料実質負担額(※1) + その他教育費10万円 (授業料実質負担額(※1)が無償となる場合は、限度額は10万円です。)
私立	251,100円以上 347,100円未満	800万円以上 1,000万円未満	授業料実質負担額(※1) (注)24万円を上限(※2)

(※1) 授業料実質負担額とは、各校の授業料年額から国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。

(※2) 授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額が上限となります。

・貸付時期

貸付時期	第1回	第2回	第3回
貸付日	7月10日	10月11日	1月30日

※貸付額によっては、第2回、第3回の貸付があります。

(1回あたりの貸付上限額は、国公立：10万円、私立：20万円となります。但し、貸付年額が、国公立で30万円、私立で60万円を超える場合は、按分した額を3回に分けて貸付します。)

※2年目からの第1回目の貸付日は、5月30日となります。

※貸付日が金融機関の非営業日に当たるときは、翌営業日となります。

※貸付期間は、在学する学校の正規の最短修業期間です。

4 申込手続き

提出書類	① 奨学生申込書 ② 生計維持者の収入に関する証明書 (申込書C票とA票裏面の見本を参照して提出してください。) ③ 生徒本人及び生計維持者の住民票 (別紙【重要】【住民票提出における注意事項】をよく確認のうえ提出してください。) ④ 生徒本人名義の通帳またはキャッシュカード等のコピー (申込書B票と別紙の見本を参照して提出してください。) ⑤ 奨学資金借用証書 ※各自自署し、各自のハンコを押してください。 ※借用人(生徒本人)と連帯保証人、生計維持者が同一筆跡である場合は、受付できません。 ※障がいや病気、けがなどで署名困難な事情があり代筆される場合は、事情書の提出が必要です。 ⑥ 連帯保証人(生計維持者のうちどちらかひとり)の印鑑登録証明書 (原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたものに限ります。) ※生計維持者以外の場合は、事情を詳細に記載した「事情書」の添付が必要です。 ※申込書記載の住所と印鑑登録証明書の住所が異なる場合は、事情書の提出が必要です。
	※ 提出書類の不足や不備がある場合は、受付できません！ ※ 申込書記載の住所と住民票の住所が異なる場合は、事情書の提出が必要です！
提出期限	学校が指定する期日(期限厳守) 【 学 校 提 出 期 限 : 月 日 () 】
提出先	在学する高等学校等

5 採 否 決 定 の 通 知

1. 採否決定の通知は、6月下旬に学校長を通じ申込者（生徒本人）に通知します。
2. 採用通知書の交付を受けた方は、育英会所定の奨学生原票（採用通知時に交付）に必要事項を記入のうえ学校へ提出していただきます。

6 奨 学 資 金 の 貸 付

1. 奨学資金は、奨学生本人の預貯金口座へ振り込みます。
2. 2年目から毎年4月に学校を通じて奨学生としての資格の確認を行います。
確認の結果、奨学資金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。
3. 毎年度、生計維持者の所得状況を確認し、当年度の貸付限度額を決定します。
所得状況によっては、奨学資金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。
また、所得状況の確認の結果、貸付超過が生じた場合は、返還していただきます。
4. 授業料を滞納したり、奨学資金を目的外に使用したことが判明した場合は、奨学資金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。

7 貸 付 決 定 後 の 届 出

留年、休学、退学、転学及び連帯保証人の変更又は届出事項等に変更（異動）があった場合は、学校を通じて大阪府育英会へ届け出てください。

なお、変更（異動）の届出を怠ったときは、奨学金の貸付を休止、又は廃止する場合があります。

8 貸 付 総 額 の 決 定 通 知

奨学資金の貸付を受けた奨学生について、奨学資金の貸付が終了したとき、又は奨学資金の貸付を廃止したときは、今までに貸付した額及び時期を学校長を通じて奨学生に通知します。

通知を受けたときは、直ちに返還口座申込書を学校長を経由して大阪府育英会に提出していただきます。

9 奨 学 金 の 返 還

奨学金は貸付金です。卒業後（貸付終了後）は、必ず返還しなければなりません。

返還金は後輩のための奨学金になりますので、確実に返還してください。

1. 奨学金の返還は、卒業後6ヶ月を経過してから、定められた金額を借用人（生徒本人）の預貯金口座から振替で返還していただきます。
※卒業以外の事由で、1月1日から5月31日までに退学等の異動届を提出して貸付が終了する場合はその年の10月、6月1日以降に貸付が終了する場合は翌年の10月から返還開始となります。
2. 原則、月賦により返還していただきます。返還月額は、貸付総額により異なります。
返還総額を返還年額で割ると概ねの返還年数が出ます。

返還総額（貸付総額）	返還月額	返還年額
1,440,000 円以下	8,000 円	96,000 円
1,440,000 円超え 1,620,000 円以下	9,000 円	108,000 円
1,620,000 円超え 1,800,000 円以下	10,000 円	120,000 円
以降、貸付額が18万円増える毎に、返還月額1,000円（年額12,000円）が加算されます。		

3. 経済的な理由などにより、約束どおりの返還が困難となった場合は、必ず大阪府育英会まで連絡してください。連絡がなく滞納が続いた場合は、滞納した額に対して滞納期間に応じ、年率8.9%の延滞金が課されます。また、返還できる資力がありながら返還されない場合は、やむを得ず強制執行等の法的措置をとることがあります。

10 個人情報の利用目的等

1. 個人情報の取扱いについては、個人の権利及び利益を保護するため、慎重かつ適正に取扱い、安全に管理するために必要な措置を取り、適切な監督を行います。
2. 氏名、住所、連帯保証人の印鑑登録証明書、所得状況、預貯金口座、口座名義などの個人情報は、奨学生採用審査、奨学金振込事務及び奨学金返還事務のために利用します。
3. 返還者が返還期間中に借用人、連帯保証人の住所等の変更の届出を怠ったことにより、請求通知書等が送付できなくなったときは、大阪府を通じて住所地の市区町村へ住民票等の請求をし、住所確認調査を行います。

11 注 意 事 項

1. 奨学金貸付決定後に虚偽の申請などが判明した場合は、貸付決定を取り消す場合があります。
2. 不適切な使用が判明した場合は、貸付金額の全額を一括返還していただきます。
3. 申込書類等につきましては、いかなる場合も返却いたしません。
4. 就学支援金等の制度内容に変更が生じた場合は、当会奨学金貸付制度についても、併せて変更となる場合があります。

★★★★ 大阪府育英会のお知らせや最新情報は、ホームページをご覧ください。★★★★

★奨学金の返還支援制度(代理返還制度)を導入しました!!
制度の概要は大阪府育英会ホームページをご覧ください! >>

